

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	告 示	頁
○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(産業人材対策課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○地域森林計画の策定	(林業振興課)	三
○地域森林計画の変更	(同)	三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○海岸保全区域の変更(二件)	(河川課)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(都市計画課)	九
○土地改良区役員の退任の届出	(北部地方振興事務所)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方		

の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(医療人材対策室)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(同)	一三
○教育委員会定例会の開催	(教育庁生涯学習課)	一三

規 則

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「校長は」の下に「、各訓練課程の訓練科において」を加え、同条第二項中「対し」を「対し」に改め、「及び教科履修証明書(様式第一号の二)」を削る。

様式第一号中「~~口ナ口ナ~~」を「~~口ナ口ナ~~」に改める。

様式第一号の二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

医療法人社団巧望会あいおい歯科イオンモール名取医院	やまと在宅診療所栗原サテライト	クスリのアオキ二木薬局	クスリのアオキ古川江合薬局	ウジエ調剤薬局大宮店	名取さくらみらい眼科	ラニ デンタルオフィス	かんとく歯科クリニック	やまと在宅診療所登米	わかば薬局	調剤薬局ツルハドラッグ石巻広瀬店	蔵王ヘルスマート薬局	かくだ耳鼻咽喉科クリニック	増田調剤薬局	すずらん調剤薬局	桜木薬局	せきのした皮フ科	なくい外科内科胃腸内科クリニック	守健診内科
名取市杜せきのした五丁目三番地一イオンモール名取一階	栗原市志波姫沼崎南沖六百四十五番地まけるげんハイツA号室	岩沼市二木二一	大崎市古川江合錦町二丁目五番五号	大崎市古川大宮三丁目八番十二号	名取市杜せきのした五丁目三一イオンモール名取一階	多賀城市中央二一三三	加美郡加美町南町百一三	登米市迫町佐沼字南元丁七十二番地	塩竈市花立町二二一五十三	石巻市広瀬字馬場屋敷三十四番一	刈田郡蔵王町宮字町三十七三	角田市角田字町百九十二	名取市増田二丁目六十五	多賀城市下馬四一五	多賀城市桜木二一五	名取市杜せきのした二一五八	岩沼市あさひ野一十一二	名取市増田一丁目九二二
令和二年七月一日	令和二年九月一日	令和二年八月一日	令和二年八月一日	令和二年八月一日	令和二年八月一日	平成二十九年二月一日	平成二十九年四月一日	令和二年四月一日	令和二年七月一日	令和二年五月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日	令和二年七月一日

ひかり薬局古川	訪問看護ステーション金上	あさの眼科医院	森皮膚科医院	訪問看護ステーションみやび	池田整形外科医院	いしのまきグリーン歯科
大崎市古川七日町五番十一号	角田市角田字中島上八百八十三番地	栗原市築館伊豆四一五十五	大崎市岩出山字浦小路三十六一五	大崎市古川中里五丁目二十番十三号	石巻市蛇田字東道下四八一一	石巻市南中里三丁目十六一三十
令和二年八月三十一日	令和二年九月十日	令和二年八月二十五日	令和二年七月三十一日	令和二年八月六日	令和二年八月七日	令和二年八月四日

○宮城県告示第十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。
 令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

あおい歯科イオンモール名取医院	ひかり薬局古川	なくい外科内科胃腸内科クリニック	せきのした皮フ科	桜木薬局	すずらん調剤薬局	増田調剤薬局
名取市杜せきのした五三一イオンモール名取一階	大崎市古川千手寺町一六一十四	岩沼市あさひ野一十一二	名取市杜せきのした二一五八	多賀城市桜木二一五	多賀城市下馬四一五	名取市増田二丁目六十五
令和二年六月三十日	令和二年八月三十日	令和二年六月三十日	令和二年六月三十日	令和二年六月三十日	令和二年六月三十日	令和二年六月三十日

かくだ耳鼻咽喉科クリニック	角田市角田字町百九十二	令和二年六月三十日
蔵王ヘルスマート薬局	刈田郡蔵王町宮字町三十七ー三	令和二年六月三十日
わかば薬局	塩竈市花立町二十二ー五十三	令和二年六月三十日
やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼字下田中二十五	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
紺野 りな	接骨院いなば	仙台市宮城野区中野一ー五ー三	令和二年六月十六日

○宮城県告示第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一三一〇〇三二四	ほっとファーム美里 遠田郡美里町北浦字 川戸浦九十六番地一	就労継続支援A型	ほっとファーム株式会社	令和三年一月一日

○宮城県告示第十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇九一三〇三二	COM'S 多賀城市桜木三丁目 四番一号みやぎ復興 パーク内F21号 館1F	就労継続支援B型	一般社団法人 COM'S	令和二年十二月三十一日

○宮城県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城南部地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 地域森林計画の名称
宮城南部地域森林計画
- 二 縦覧場所
宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 地域森林計画の名称
宮城北地域森林計画変更計画
- 二 縦覧場所
宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第二十号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町今朝磯二の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	備考
後		前		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
B	A	B	A		
一一・三 八一・七	八・一 三八・六	一一・三 八一・七	八・一 三八・六	六六三・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	六六三・六	六一〇・四	六一〇・四	六一〇・四	

○宮城県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	備考
後		前		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
C	C	B	A		
一一・一 八〇・九	一一・一 八〇・九	八・五	九・〇 四四・一	八九〇・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		四〇四・〇		九七六・〇	

○宮城県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町飯子浜字前網五九番一地从先から 同郡同町飯子浜字飯子無番地先まで	令和三年 一月二十九日 午後二時

○宮城県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市雄勝町伊勢畑一丁目一番一地从先から 同市雄勝町上雄勝二丁目三四番地先まで	令和三年 一月十八日 午前十時

○宮城県告示第二十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和三十三年宮城県告示第四百七十一号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	大分類	中分類	小分類	指定区域
	仙台湾沿	牡鹿海岸	大原地区 海岸	
(ア)点	秒	北緯	東経	石巻市大原浜字町四十番地先の北緯三八度一九分五十七秒
(イ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十六秒三七八八東経一四一度二八分
(ウ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十六秒〇三一〇東経一四一度二八分
(エ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十五秒三九七二東経一四一度二八分
(オ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十五秒四四一四東経一四一度二八分
(カ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十五秒三七一一東経一四一度二八分
(キ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十五秒三三三五東経一四一度二八分
(ク)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十四秒七五九六東経一四一度二八分
(ケ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十四秒〇四六六東経一四一度二八分
(コ)点	秒	北緯	東経	北緯三八度一九分五十二秒六六四五東経一四一度二八分

(甲)点	二八秒三四三四の地点	二秒二八八三東経一四一度二八分
(乙)点	二八秒三三八九二の地点	〇秒六七五六東経一四一度二八分
(丙)点	二八秒三三八〇九の地点	〇秒三三四一東経一四一度二八分
(丁)点	二八秒三三八二四の地点	〇秒三三五一東経一四一度二八分
(戊)点	二八秒三三八三九の地点	九秒三三五一東経一四一度二八分
(己)点	二八秒三三八五四の地点	八秒九一七二東経一四一度二八分
(庚)点	二八秒三三八四四の地点	七秒二六三九東経一四一度二八分
(辛)点	二八秒三三八四八の地点	七秒一九六五東経一四一度二八分
(壬)点	二八秒三三八〇四の地点	六秒八七〇〇東経一四一度二八分
(癸)点	二八秒三三八二四の地点	六秒九一二五東経一四一度二八分
(十一)点	二八秒三三八二六の地点	六秒七七七六東経一四一度二八分
(十二)点	二八秒三三八四九の地点	五秒二七一〇東経一四一度二八分
(十三)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(十四)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(十五)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(十六)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(十七)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(十八)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(十九)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十一)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十二)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十三)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十四)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十五)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十六)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十七)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十八)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(二十九)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分
(三十)点	二七秒三三八四九の地点	五秒二八二二東経一四一度二八分

○宮城県告示第二十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十八年宮城県告示第四百七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沢小網倉5号	鹿立沢12	鹿立沢11	竹浜沢	1 牧浜沢31	牧浜沢	寿川3	寿川2	桂川	津持沢2号	蒲原沢	向沢	中沢	朴長沢	2 朴長沢21	1 朴長沢21	桃浦沢	鹿妻山沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市小網倉浜字小網倉、字家ノ入、字上ノ山(次の図のとおり)	石巻市狐崎浜字大畑、字鹿立屋敷、字後沢山(次の図のとおり)	石巻市狐崎浜字大畑、字鹿立屋敷、字後沢山(次の図のとおり)	石巻市竹浜字蛸八峯、字家ノ入、字竹屋舗、字狐崎道、字磯棚(次の図のとおり)	石巻市牧浜字福貴道、字四十八戸、字アチャ浜、字竹浜道、字牧屋敷(次の図のとおり)	石巻市牧浜字福貴道、字四十八戸、字アチャ浜、字竹浜道、字牧屋敷(次の図のとおり)	石巻市荻浜字葉山、字家前、字荻浜、字横浜山(次の図のとおり)	石巻市荻浜字穴入、字家ノ入、字横浜山、字石峙(次の図のとおり)	石巻市荻浜字近藤、字穴入、字石峙、字家ノ入、字葉山、字横浜山(次の図のとおり)	石巻市桃浦字蜂ノ巣、字米久保、字蛭沢、字石山、字蒲原(次の図のとおり)	石巻市桃浦字ウトキ山、字ウトキ、字向、字山ノ曾、字蒲原(次の図のとおり)	石巻市桃浦字ウトキ山、字蒲原、字向(次の図のとおり)	石巻市桃浦字金沢、字浜中、字寺下、字向(次の図のとおり)	石巻市桃浦字大日影、字朴長、字トウミキ、字上ノ山(次の図のとおり)	石巻市桃浦字井戸入、字大日影、字朴長、字トウミキ、字寺下(次の図のとおり)	石巻市桃浦字井戸入、字大日影、字朴長、字トウミキ、字寺下(次の図のとおり)	石巻市桃浦字井戸入、字浦、字上ノ山、字台(次の図のとおり)	尻、字大門崎、字鹿妻山、松並二丁目、松並二丁目(次の図のとおり)

八津の2	八津山の2	八津山の1	台	下金山	妙見	刈場の1	石崎	土和田	根上り松	大門崎の2	八津の1	小福地の3	鷲ノ巢の2	棚橋の3	大衡山	金沢の4	浜江場	沢小網倉4号	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
石巻市大瓜字八津山(次の図のとおり)	石巻市大瓜字八津山(次の図のとおり)	石巻市大瓜字八津山(次の図のとおり)	石巻市南境字台(次の図のとおり)	石巻市南境字鳥屋森山(次の図のとおり)	石巻市南境字妙見(次の図のとおり)	石巻市蛇田字曾波山、字刈場、字新刈場(次の図のとおり)	石巻市高木字石崎、大瓜字鷲ノ巢(次の図のとおり)	石巻市蛇田字土和田、字土和田山、字新山崎、字上待井(次の図のとおり)	石巻市湊字根上り松、字隠里山、字鹿妻山(次の図のとおり)	石巻市湊字根上り松、字隠里山(次の図のとおり)	石巻市大瓜字八津山(次の図のとおり)	石巻市大瓜字小福地、字新小福地、字八津山、字内八津(次の図のとおり)	石巻市大瓜字鷲ノ巢(次の図のとおり)	石巻市南境字水貫山、字松木沢山、字水貫前、大瓜字棚橋、字鐘(次の図のとおり)	石巻市南境字大衡山(次の図のとおり)	石巻市南境字大衡山、字金沢(次の図のとおり)	石巻市南境字大衡山、字山崎(次の図のとおり)	石巻市蛇田字三ツ口南、字土和田、字和山、字新山崎、字山崎(次の図のとおり)	石巻市小網倉浜字戸根窪山、字小網倉、字家ノ入、字上ノ山(次の図のとおり)

萩の浜	浜中向	磯田の4	刈場の3	刈場の2	日影の3	日影の2	日向の2	寺内	与市	平畑の2	若宮の2	若宮の1	小沢	鷲ノ巣の3	瀬戸山の3	瀬戸山の2	内八津	八津の5	八津の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市萩浜字葉山、字家前(次の図のとおり)	石巻市桃浦字金沢、字浜中(次の図のとおり)	石巻市井内字磯田、字磯田山、字四番(次の図のとおり)	石巻市蛇田字曾波山、字刈場、字新刈場、字川前(次の図のとおり)	石巻市蛇田字曾波山、字刈場、字新刈場(次の図のとおり)	石巻市真野字日影、字八森山、字館坂山(次の図のとおり)	石巻市真野字小島、字小島山(次の図のとおり)	石巻市真野字日向、字日向山(次の図のとおり)	石巻市水沼字寺中畑(次の図のとおり)	石巻市水沼字与市、字寺内、字館下(次の図のとおり)	石巻市水沼字平畑(次の図のとおり)	石巻市高木字若宮、字大沢(次の図のとおり)	石巻市高木字若宮、字小沢(次の図のとおり)	石巻市高木字小沢、字三番(次の図のとおり)	石巻市大瓜字鷲ノ巣(次の図のとおり)	石巻市大瓜字瀬戸山、字瀬戸(次の図のとおり)	石巻市大瓜字瀬戸山、字瀬戸(次の図のとおり)	石巻市大瓜字寺崎、字八津、字内八津(次の図のとおり)	石巻市大瓜字寺崎(次の図のとおり)	石巻市大瓜字八津山、字内八津(次の図のとおり)

小室の1	長塩谷	小田浜の4	鹿立屋敷	狐崎浜の2	狐崎浜の1	3小網倉浜の	竹浜の3	2アチャ浜の	萩浜の5	二重坂	大原浜の1	竹浜の2	1アチャ浜の	葉山	萩浜の3	桃浦の2	鹿立	竹浜	牧浜
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市北上町十三浜字小室(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字長塩谷、字立神(次の図のとおり)	石巻市福貴浦字大田、字太田習(次の図のとおり)	石巻市狐崎浜字鹿立屋敷、字後沢山(次の図のとおり)	石巻市狐崎浜字宝田浦(次の図のとおり)	石巻市狐崎浜字宝田浦(次の図のとおり)	石巻市小網倉浜字戸根窪山、字笹窪、字大ノ山、字小網倉(次の図のとおり)	石巻市竹浜字竹屋鋪、字家ノ入、字蛸八峯、牧浜字竹浜道(次の図のとおり)	石巻市牧浜字牧屋敷、字アチャ浜、字福貴道(次の図のとおり)	石巻市萩浜字葉山、字石峠、字家ノ入、字横浜山(次の図のとおり)	石巻市大谷川浜二重坂(次の図のとおり)	石巻市大原浜一の峠(次の図のとおり)	石巻市竹浜字家ノ入、牧浜字竹浜道(次の図のとおり)	石巻市牧浜字アチャ浜、字福貴道(次の図のとおり)	石巻市萩浜字葉山、字家前(次の図のとおり)	石巻市萩浜字萩浜、字横浜山、字家ノ入、字家前、字葉山(次の図のとおり)	石巻市桃浦字蛭沢、字川向(次の図のとおり)	石巻市狐崎浜字鹿立屋敷、字迎山(次の図のとおり)	石巻市竹浜字竹屋鋪、字磯棚、字狐崎道、字蛸八峯(次の図のとおり)	石巻市牧浜字牧屋敷、字竹浜道(次の図のとおり)

○宮城県告示第二十八号

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

小室の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小室（次の図のとおり）
大室の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字大室（次の図のとおり）
大室の2-1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字大室、字小室（次の図のとおり）
大室の2-2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字大室（次の図のとおり）
相川の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字相川、字崎山（次の図のとおり）
小指	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小指、字浪田（次の図のとおり）
大指の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字大指、字山居（次の図のとおり）
小泊	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小泊、字相川（次の図のとおり）
相川の4	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字相川（次の図のとおり）
追波前の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字追波前、字菖蒲田（次の図のとおり）
追波前の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字追波前、字菖蒲田（次の図のとおり）
大室の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字大室（次の図のとおり）
大室の4	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字大室（次の図のとおり）
相川の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字相川（次の図のとおり）
相川の5	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字相川（次の図のとおり）
相川の7	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字相川（次の図のとおり）
小指の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小指、字崎山（次の図のとおり）
小指の4	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小指、字崎山（次の図のとおり）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。
令和三年一月十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
八津沢	土石流	石巻市大瓜字八津山、字八津、字内八津、字寺崎（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
牧山2号沢	土石流	石巻市湊字隠里山、字根上り松、字滝尻、字大門崎、松並一丁目（次の図のとおり）	
牧浜沢3-1	土石流	石巻市牧浜字福貴道、字四十八戸、字アチャ浜、字竹浜道、字牧屋敷（次の図のとおり）	
福貴浦沢	土石流	石巻市福貴浦字土手、字福貴屋敷（次の図のとおり）	
川端	急傾斜地の崩壊	石巻市沼津字明法寺（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二十九号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類
仙塩広域都市計画公園

2 名称
三・三・七百三号 小野南中央公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地

2 名称

五号 小野東緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十一号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

大和リサーチパーク北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大崎土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和三年一月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富 田 政 則

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年十二月三十日	高 橋 博 克	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う軽症者等受

入環境整備業務（その二） 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部医療人材対策室 仙台市青葉

区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年十一月二〇日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人日本旅行業協会東北支部 仙台

市青葉区本町二丁目九番八号

五 契約金額 二億六千六百七十七万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達印刷物及び発注予定数量 みやぎ県政だより 一式

2 印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約締結の日から令和四年三月三十一日（木）まで

- 4 納入場所 発注者指定の場所（県機関及び県内各市町村六十五か所（予定）ほか）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。（登録業種が「B 印刷物類」であること。）

3 当該印刷物の製造が可能となる印刷機を自社で所有し、当該発注に係る印刷物は自社で印刷すること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該印刷物が災害等により履行が困難となった場合には、提携企業に支援を求めるなど、遅滞なく発行できる体制を有すること。

10 過去三年以内に、一回あたりの発行部数が本案件と同規模又は同規模以上の定期刊行物として、自治体広報誌を年四回以上発行した受注実績が二件以上あること。

11 本件担当者が複数名常駐している営業拠点が公共交通機関（特急券の利用可）や車両により県庁から一時間以内で移動できる距離にあり、かつ、本件に係る印刷工場が、公共交通機関（特急券の利用可）や車両により県庁から二時間以内で移動できる距離にあること。

12 本件担当者については、印刷業務に複数年携わるなど知識や経験が豊富であることとし、編集やデザイン、印刷等の各部門と速やかに連携できる体制を持つものであること。

13 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和三年一月二十七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二二二二二一三三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年一月二十七日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年一月二十七日（水）午前九時から令和三年二月四日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年二月四日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年二月十日（水）午前九時から令和三年二月十八日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年二月十八日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年二月二十二日（月）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 印刷物製造請負に係る履行能力確認調査実施要領を適用し、予定価格の範囲内での価格をもって有効な入札をした者のうち、最も安価な者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

概要

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Printing of Miyagi Government News (Miyagi Kensei Dayori) 1 set.

2 Contract Period : From contract settlement to March 31, 2022 (Thu.)

3 Place of Delivery : Locations as designated by the ordering party (Miyagi Prefectural Government Office and 65 other locations in municipalities in Miyagi Prefecture).

4 Deadline for Bid Submission : February 18, 2021 (Thu.), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和三年一月十二日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 タブレット端末保管庫 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年十二月十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ナリサワ 宮城県石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号
- 五 落札金額 三千百九十八万五千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年十二月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第二項第七号及び第八号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米以上の建物に係る同種の業務を十二か月以上継続して履行した実績を有すること（現在履行中のものについては、契約締結後十二か月以上経過しているものを含む。）。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を令和三年二月八日（月）午後五時までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和三年一月二十八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 花田 電話〇二二一二一一三六五二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和三年一月二十六日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和三年一月十八日（月）午後五時までに2あて申し出ること。
なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年二月八日（月）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和三年二月十八日（木）午前九時から令和三年二月二十五日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

令和三年二月十八日（木）午前九時から令和三年二月二十五日（木）午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日に開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

令和三年二月二十六日（金）午前十時 宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と

契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ (<https://www.prel.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>) からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限度数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Cleaning Service for the Miyagi Prefectural Library (1 set)

2 Period of Implementation : April 1, 2021 to March 31, 2024

3 Deadline for Bid Submission (online) : February 18, 2021 (Thu), 9 : 00 a.m. to February 25, 2021 (Thu), 5 : 00 p.m.

4 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : February 26, 2021 (Fri), 10 : 00 a.m. Board of Education Secretariat Conference Room, 16th floor of Miyagi Prefectural Government Building

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : February 25, 2021 (Thu), 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan
Tel: 022-211-3651

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年一月十二日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日時 令和三年一月十四日 午後一時三十分

二場 所 第二会議室

三事 件

第一号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―三六一一）